

『リーディングス環境』の刊行にあたって

工業化以降、環境問題は拡大の一途をたどってきた。わが国では、すでに明治期において、足尾鋳毒事件など深刻な公害問題が引き起こされ、抜本的な公害対策がないまま戦後を迎え、戦後の一九五〇、六〇年代頃から、次々と悲惨な公害被害が明らかにされた。水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくなどがその代表例である。同じ頃、アメリカにおいては、レイチェル・カーソンが『沈黙の春』（一九六二年）を著し、化学物質による環境破壊の恐ろしさを訴え、世界の人々を震撼させた。

わが国においてはその後、公害問題が拡大し、自然環境や生活環境の悪化と破壊が進行し、アメニティがそこなわれ、いまや地域を超えて地球環境が破壊の危機に直面している。

このような環境問題の拡大と進行に対して、学問の分野では、自然科学、社会科学の両領域にわたって環境研究が進められてきた。あるときは活発に、あるときは後追的に。これらの環境研究が時代の要請に十分に応えてきたかどうかは後世の判断に委ねざるをえないが、歴史的に振り返るとき、環境研究が貴重な成果を生み出してきたことは事実である。

*

本シリーズは、「リーディングス」という形式で、これまでの環境研究を集大成しようとするものである。われわれが、このような出版物が必要だと切実に感じたのは、次のような理由による。すなわち、第一に、環境問題は、地域環境から地球環境にまで拡大し、それらを解決する環境学の方法論は、社会科学から自然科学までの各領域に関わっている。社会科学の領域だけをみて、たとえば、ある環境問題を環

環境経済学、環境法學あるいは環境社会学の方法からアプローチし、その解決の方法を考察しようとする、隣接領域の研究成果を学ぶ必要が生じることが多い。環境研究は、一方で専門性を追求すると同時に、他方で政策的な視点からの総合化が必要であり、学際的アプローチが不可欠となるのである。本リーディングスは、社会科学の領域において、このような学際性の要請に応え、主として環境経済学、環境法學、環境社会学、環境倫理学などに関わる基本文献の抜粋を収録し、環境研究へのガイドとすることにした。

第二に、環境研究は、各学問領域において、前史のあるいは基礎理論的研究を踏まえ、ここ二、三〇年の間にめざましい進展をとげてきた。近時の著作の発表数は膨大な数にのぼる。それだけに、過去の著作は、しばしば引用され、あるいは基礎的な文献としてその重要性が指摘されているものでも、手にとって読むことが不便となっているともいえる。本リーディングスは、可能な限り多数の重要文献の抜粋を収録し、必要な原著を読むインセンティブとなるように工夫した。その反面、最近の入手しやすい文献は、重要なものでも必ずしも収録していない。

第三に、現実の環境問題の解決は緊急性を有しており、環境問題の解決に貢献しようとする環境研究もまた、精力的かつ迅速に進められなければならない。本リーディングスは、主として社会科学の領域における学際的環境研究の文献情報を提供することによって、このような要請に応えようとするものである。

* *

学際的関心に応えることをねらいとする本リーディングスは、学問領域ごとの縦割りの構成をとっているわけではない。この点は、本リーディングスの大きな特色といえるものであるが、環境問題の性質と、学際的・総合的なアプローチを重視した構成をとっている。すなわち、第一巻は『自然と人間』、第二巻は『権利と価値』、第三巻は『生活と運動』、第四巻は『法・経済・政策』、第五巻は『持続可能な発展』

という視点から構成され、さらにそれぞれの巻の中は部としてグルーピングされ、それぞれの部に関わる代表的な文献が各学問領域から選択され、とくに重要な部分が抜粋収録されている。読者は本リーディングス全巻を通読することによって、社会科学における環境研究のこれまでの蓄積と成果、研究のおおよその全体像を把握することができるであろう。本リーディングスによって、読者が二一世紀の環境研究の新しい領野を切りひらくステップとなることを願うものである。

もちろん、本シリーズはリーディングスであり、原著に代わるものでないことは、いうまでもない。本書を利用した読者は、より深い研究に向けて必要に応じ積極的に原著に当たってほしい。

本シリーズは企画以来、約五年を経て、刊行されるものである。この間、このリーディングスに収録された文献の著者の方々、関係の出版社の方々には転載の許可など本企画にご理解をいただき、たいへんお世話になった。深甚なる感謝を申し上げたい。

また、本シリーズの出版にあたって、有斐閣常務取締役の伊東晋氏、書籍編集第二部長（現・総務部長）の伊藤真介氏、藤田裕子、茅しのぶ氏は、企画の初めから刊行に至るまで編集者として担当され、遅れに遅れた編者らを励まし、刊行の実現にご尽力いただいた。また、本シリーズの原稿整理と校正にあたっては、有斐閣アカデミアの平川幸雄氏にお世話になった。これらの編集者らのご協力なしには本書の刊行は不可能であつたであろう。心よりお礼を申し上げます。

二〇〇五年六月

編者一同

目次

『リーディングス 環境』の刊行にあたって
編者一同
I
解題
I
植田和弘

I 被害・損失・費用 13

1 社会的費用の本質とその重要性 15
※ K・W・カップ（篠原泰三訳）

『私的企業と社会的費用——現代資本主義における公害の問題』より

2 環境被害論 24
※ 寺西俊一（「環境被害」論序説）淡路剛久・寺西俊一編

『公害環境法理論の新たな展開』より

問題の多様化と広がり——新たな現実をどう受け止めるか……………24

「被害論」の重要性とその理論的位置（24）「被害論」の再構築に求められる四つの視点（25）

求められる〈環境被害〉論の展開——それをどう組み立てるか……………27

新たなキイ概念としての〈環境被害〉（27）各種の〈環境被害〉をめぐる若干の課題（28）

3 自動車の社会的費用 34
※ 宇沢弘文『自動車の社会的費用』より

社会的費用の概念（34）自動車の社会的費用とその内部化（38）

4 被害の社会構造 40
※ 飯島伸子『環境問題と被害者運動』より

被害構造のイメージ……………41

四つの被害レベル(41) 被害度の規定要因(44)

生命・健康の破壊——被害認識をめぐる問題点……………47

5 環境問題への社会学的視座……………50

座——『社会的ジレンマ論』と『社会制御システム論』『環境社会学研究』創刊号、より

はじめに……………50

環境問題と社会的ジレンマ論……………51

環境問題をめぐる社会的ジレンマの基本特徴(51) 社会的ジレンマの七類型(53) 社会的ジレンマ論の長所と適合的な対象の限界(56) 解決論への示唆(56)

社会制御システムの両義性と交錯性……………58

市場、行政、社会運動の対抗性と相補性(58) 社会制御システムの基本特性(59) 社会制御システムにおける社会的ジレンマの解決過程(59) 公論形成の場と環境社会学の課題(61)

実践モデルとしての環境正義……………62

6 実践モデルとしての環境正義……………62

Dixie: Race, Class, and Environmental Quality, 2nd ed., Chap. 6 (ロバート・ブラッド、原口弥

生・長谷川公一訳『アメリカ南部諸州の投棄問題——人種・階級と環境の質』第6章)より

政府の行動を待って(62) システム変革の原動力(63) 過去の不衡平の改善(64) モデル

となる環境正義の枠組(65) 草の根レベルでの勝利(69) 結論(73)

7 環境破壊の構造とエリート主義……………75 〓戸田清『環境的公正を求めて』より

環境革命の時代……………75

環境的公正の追求……………76

エリート主義、対参加民主主義……………78

概念規定をめぐって(78) 環境問題からのエリート批判(79) 環境破壊の構造(原因、影響、

対策)とエリート主義(80) エリート主義の逆説事象(82)

II 環境権の考え方 87

8 公共信託——環境権の新しい憲章……………89 〓J・L・サックス(山川洋一

郎・高橋一修訳)『環境の保護——市民のための法的戦略』より

9 東京宣言……………100 〓国際社会科学評議会・環境破壊常置委員会主催の国際シン

ポジウムで公表された「東京宣言」(淡路剛久訳)より

10 環境権——確立のための提言と差止請求における位置づけ……………102

〓大阪弁護士会環境権研究会編『環境権』第Ⅱ編第二章第一節六(真鍋正一)、第Ⅱ編第二章・第四

章(川村俊雄・滝井繁男)より

環境権の意義とその性質……………102

意義(102) 性質(103)

環境権と差止請求——環境権の位置づけ……………105

11 環境権の意義 (106) 権利の主体 (108) 権利の性質 (108) 権利の内容 (111)
 研究』第二〇巻第一〇号、より
 環境権をめぐるわが国の状況…………… 116
 環境権をめぐる推移 (116) 環境権をめぐる現状 (117)
 外国における環境権の動向…………… 118
 環境権規定の憲法への導入 (118) 環境権の直接的ないし実質的保護の方法 (120)
 結語——環境権の確立を求めて…………… 121
 116 〓淡路剛久「環境権の確立を求めて」『公害

12 環境権の内容…………… 124
 〓沢井裕『公害差止の法理』より

絶対的差止基準の設定…………… 124
 違法性判断の相対的基準…………… 125
 被侵害利益の評価 (126) 侵害行為の態様 (128)

13 環境行政法の位置づけ…………… 138
 〓原田尚彦『環境権と裁判』より

環境行政法の性質…………… 138
 環境行政訴訟の役割…………… 141

14 法をわれらに (一九七三年八月〜一九七四年三月)…………… 145
 〓松下竜一

『豊前環境権裁判』より
 提訴 (145)

15 良好な環境を享受する権利 154
◆ 畠山武道『アメリカの環境保護法』より

連邦憲法と環境権…………… 154

はじめに (154)

州法による環境権の保護…………… 155

州憲法と環境権保護 (155) まとめ (155)

16 財産権とアメニティ権 159
◆ E・J・ミシャン (都留重人監訳) 『経済

成長の代価』より

III 自然の権利 167

17 自然の権利 169
◆ ロデリック・F・ナッシュ (松野弘訳) 『自然の権

利——環境倫理の文明史』より

「自然権」思想から「自然の権利」思想へ (169) 「環境運動」の新しい倫理的志向性 (171) 地

球という名の奴隷解放 (172) 自然保護思想から環境主義思想の文脈へ (175) 「次なる革命」

としての環境主義思想 (178) 自然権哲学の伝統への回帰を (179)

18 動物の権利の擁護論 181
◆ トム・レーガン (青木玲訳) 「動物の権利の擁

護論」小原秀雄監修、鬼頭秀一ほか編・解説『環境思想の系譜3 環境思想の多様な展開』より

菜食主義、功利主義、および動物の権利 (181) 権利と環境倫理——ついでに (182) 要約と結

論 (184)

19 倫理と自然物の権利 190
◆ K・S・シュレーダー・フレチェット (谷本

光男訳)「倫理と自然物の権利」シュレーダー・フレチェット編(京都生命倫理研究会訳)『環境の倫理』上、より

地球の利益と人間の利益(191) 自然物の権利を擁護する議論(192) 自然の権利を認めること
に関する哲学的問題(193) 自然の権利を認めることに関する実際上の問題(195) 結論(197)

20 樹木の当事者適格——自然物の法的権利について

200 ●クリスト

ファー・ストーン(岡崎修・山田敏雄訳)「樹木の当事者適格——自然物の法的権利について」『現代思想』一九九〇年一一—一二月号、より

序——途方もないこと(200) 実質的権利に向けて(203) 精神的・社会心理的側面(205)

IV 環境の価値

225

21 環境倫理確立をめざして

227 ●都留重人『環境教育——何が規範か』より

22 環境評価の共通問題

233 ●驚田豊明『環境評価入門』より

自然科学的評価と社会経済的評価(233) 環境の多次元性(236) 環境の全体性と倫理意識
(238) 指数・物量評価と貨幣評価(241) 「正しい評価」という問題(242)

23 エコロジーの評価と経済的評価

245 ●J・マルチネス・アリエ(工藤

秀明訳)『エコロジー経済学』増補改訂新版、より

エコロジー的認識と環境政策アジェンダ(245) 計量しえない外部性としての地球温暖化(247)
疑わしい原子力の経済性(249) エネルギーと経済——歴史的概観(250) 略奪経済(253)
エコロジー的社会主义の成長(254) エコロジーと社会主义経済における経済計算論争(256)

24

価値のエコロジカル・モデル

エコロジイの合理性の限界 (259) 政治的結論 (262)

唱——人間が生き延びるための哲学』より

264 ●間瀬啓允『エコフィロソフィ提

「こと」としての生命 (264) 生命中心の倫理 (265) 価値のローカス (265) 価値のエコロジカル・モデル (267) 人間中心主義を超えるもの (268)

25

環境危機とディープ・エコロジー運動

270 ●アルネ・ネス(斎藤直

輔・開龍美訳)『ディープ・エコロジーとは何か——エコロジイ・共同体・ライフスタイル』より

状況の深刻さ (270) 生産と消費——イデオロギーと実践 (272) 私たちの生態学的知識は著しく制限されている——エコ政治から見た無知の影響 (273) ディープ・エコロジー運動 (274)

ディープ・エコロジー運動の綱領 (276)

26

共に生きる

280 ●森崎和江『いのちの素顔』より

V 環境と所有・責任

289

27

共有地の悲劇

291 ●ギャレット・ハーディン(桜井徹訳) K・S・シュレ

ーダー・フレチエット編(京都生命倫理研究会訳)『環境の倫理』下、より

共有地における自由という悲劇 (291) 汚染 (293) 「自制」をいかに法制化するか? (294)

「出産の自由」は許されない (295) 良心は自らを消滅させていく (297) 良心という病原 (297)

相互に合意された、相互的強制 (299) 必要性の認識 (301)

28

人口爆発と環境危機の真実

304 ●バリー・コモナー(松岡信夫訳)『地

に平和を——エコロジ—危機克服のための選択』より

人間が多すぎる？ (304) 地球の限界についての混乱 (304) 人口よりも技術が問題 (306) 貧しいから飢える (309) 生活水準が人口を決める (310) 人口抑制の神話 (312) 植民地主義が人口を爆発させた (314) 償いとしての富の再配分 (315)

29 アメリカ法における緑の所有権論 317 吉田邦彦「環境権と所有理論

の新展開」山田卓生編集代表、藤岡康宏編集『新・現代損害賠償法講座』第二巻(吉田『民法解釈と揺れ動く所有論』収録)より

概況 (317) 環境倫理の展開 (318) 法学者へのメッセージ及び法原理化 (319) コモンズの経済学としての説明 (320)

30 そこに住む者の権利 326 鳥越皓之「そこに住む者の権利」三戸公・佐藤慶幸編『環境破壊』より

はじめに——問題関心……………326

環境権の当面の限界 (326) 共同占有権の存在 (327)

主体性と共同占有との関連……………327

問題の所在 (327)

共同占有の研究史上の位置づけ……………329

生活環境主義の所有論 (329) 総有論 (329) 入会地と共同占有 (330)

都市における共同占有……………331

市民の共同占有活動 (331) 各地区にみられる住民自身の意志決定 (332)

行政による住民参加への具体的施策……………333

住民の主体性鼓舞 (333) まちづくり条例 (333) まとめ (334)

37 環境社会学の所有論的パースペクティブ — 336

の所有論的パースペクティブ — 『グローバル・コモنزの悲劇』を超えて 『環境社会学研究』創刊号、より

地球環境問題と地域環境問題を結ぶ所有論の視点 (336) 所有の諸類型 — 自然人の所有と法人所有、占有、専有、所有、管理 (339) 所有の複合作用と環境問題 — 法人所有と市場シス

テム (343) 結語 (345)

32 コモンズとしての熱帯林 — 348

リマンタンでの実証調査をもとにして 『環境社会学研究』第三号、より

はじめに (348) 熱帯林地域の発展におけるコモنزの意義 — 規範的コモنز論 (349) ケニア人による森林利用の持続性 — 実証的コモنز論 (351) 東カリマンタンにおける森林地域発展の方向性 (353) おわりに (356)

33 損害賠償の経済分析 — 359

事故の費用 — 363

法と経済学による分析より

事故法の目標と下位目標…………… 363

正義 (363) 事故費用の低減 (365)

35 土壌汚染浄化法 — 370

◆大塚直 「土壌汚染浄化法制の現状と課題」加藤一郎・森島昭夫・大塚直・柳憲一郎監修、安田火災海上保険(株)・(株)安田総合研究所編 『土壌汚

染と企業の責任』より

36

循環経済および廃棄物法

ヨーロッパ主要国の動向 (37) アメリカのスーパーファンド法 (378)

384

※松村弓彦「循環経済及び廃棄物法——循

環経済の促進及び廃棄物の環境に適合した処分の確保に関する法律」『主要国における最新廃棄物法
制』(『別冊NBL』四八号)より

循環経済及び廃棄物法の概要 (384) 廃棄物と土壌汚染 (394) おわりに (395)

出典一覧

環境問題は人間や人間社会にとって何が問題か、またなぜ問題なのか。環境をめぐる社会問題化するのとはなぜなのか。環境問題解決の方向を探るとき、その基本的視座をどこに置けばよいか。こうした問いに答えようとするとき、環境をめぐる権利と価値、そして責任の問題は避けておれない。本巻は、この問題を「被害・損失・費用」、「環境権の考え方」、「自然の権利」、「環境の価値」、「環境と所有・責任」の五つのテーマに分類し、主だった論点を整理・収録した。

I 被害・損失・費用

環境問題は環境破壊に伴う被害の認識と評価から始まる。環境破壊は自然破壊、環境汚染、アメニティ破壊といった多様な形態をとるが、それに伴う被害とその性質はいかに理解されるべきか。さらにそれは誰にとっての、どういふ損失や費用として認識すべきなのか。これらの問いに答えることは、環境の社会科学の出発点であるとともに、根幹

に位置づけられるべき課題である。庄司光・宮本憲一『恐るべき公害』（一九六四年）は公害に伴う被害を具体的に拾い上げ、その発生機構の解明に社会科学の立場から本格的に取り組んだ日本で最初の作品である。さらに宮本憲一は、公害被害が社会的・生物的弱者に集中し、救済が困難な不可逆的な被害をもたらす傾向があることに注意を喚起し、そうした被害は単なる費用ではなく絶対的損失として把握されるべきであるとした。「被害・損失・費用」の章では、七篇の論攷が収録されている。

「社会的費用の本質とその重要性」（I—一九五〇年）は、社会的費用（social costs）という概念を用いて環境問題を経済学の理論体系の中に組み入れようとしたK・W・カップ（一九一〇—一九七六）の論攷である。ここでは、環境被害は、社会的費用の一種として把握されている。彼のいう社会的費用とは、「経済活動によって引き起こされ、第三者が被る損失、あるいは全体としての社会に転嫁される費用で、それを引き起こす経済主体の経済計算においては何の顧慮もされていない費用」である。同時にカップは、民

衆による社会的費用に関する認識の発展の問題を重視し、環境のような市場では扱えない財の社会的評価の問題を提起した。

「環境被害論」(2「一九九七年」)で、寺西俊一(一九五
一)は、環境問題の社会科学、特に政治経済学において
は被害論こそが、原因論、責任論、対策論、手段論等の要
諦に位置すべきだとする。公害に関する先行研究を受け止
めた上で、現代の環境問題が、将来世代へのリスクの転嫁
不確定で目に見えにくい被害など予測の難しい潜在的な
「被害」を大きくしていること、それが局地的なレベルか
ら地球レベルまで相互に複雑な関連を持ちつつ重層的に
生じていることなどによって特徴づけられるとする。その
新しい様相と特徴を踏まえるならば、これまでの環境政策
上の原則として確立している無過失責任主義や汚染者負担
原則についても、一段の進化が求められるという。

「自動車の社会的費用」(3「一九七四年」)で、宇沢弘文
(一九二八)は、環境破壊は市民的権利の侵害の問題と
して把握されるべきだと指摘する。人命や健康の損失とい
う不可逆的な被害は、その大きさを貨幣的に計測すること
は困難であるだけでなく、理論的にも倫理的にも計測不可
能であると説く。したがって、自動車の社会的費用を考え
るときも、「自動車の通行を市民的権利を侵害しないよう
に行おうとすれば、道路の建設・維持にどれだけの追加的

な費用を必要とし、自動車の無公害化のためにどれだけの
投資をしなければならぬか」という発想から計測方法を
考案すべきだとする。環境と交通に関する市民的権利の内
容は何か。このことを問うことなしに、自動車の社会的費
用を測ることはできない。

「被害の社会構造」(4「一九八四年」)の著者飯島伸子
(一九三八―二〇〇一)は、『公害・労災・職業病年表』
(一九七七年)の作成者でもある。公害などに伴う被害の
実態を掘り起こすことを一貫して重視するとともに、被害
の社会構造を探ろうとした。公害は住民を、労働災害は労
働者を、そして消費者災害は消費者を犠牲者とする社会的
災害であり、それぞれ固有の特徴を有しているが、同時に
発生 of 仕組みにおいては深く関連しあっていることを明ら
かにしている。そして被害を正確に認識・把握するには、
被害の社会構造、とりわけ被害レベルと被害度およびそれ
ぞれに関わる社会的要因を解明することが不可欠であるこ
とを、事例を示しつつ論じている。

「環境問題への社会学の視座」(5「一九九五年」)は、船
橋晴俊(一九四八)が環境問題の社会学のための理論的
視座を社会的ジレンマ論と社会制御システム論に焦点を当
てつつ探求したものである。「集合財としての環境をめぐ
る合理性の背理」と社会の自己破壊性に注目する社会的ジ
レンマ論が有効性を持つ環境問題が多くあり、共有地のジ

レンマを原型としつつも、問題の構造、特に受益圏と受苦圏の組み合わせり方や市場メカニズムとの関係に注目して多様な類型を提示する。そして、行政組織と社会運動の相互作用としての社会制御システムを通して、社会的規範を形成することが社会的ジレンマ克服の鍵であるとする。

「実践モデルとしての環境正義」(6#一九九〇/一九四一年)において、ブラード(一九四六-)は、自然保護運動からはじまったアメリカの環境運動・環境研究の白人中心主義に対してマイノリティ的視点から批判する。アメリカにおける現行の環境政策では、環境保護は基本的権利として機能しておらず、人々、空間、労働の階層の固定化をむしろ強化していると告発する。支配的な環境保護パラダイムを変革するための原動力は、環境正義(environmental justice)運動を主導する、草の根的および全国的な環境運動の指導者と、公民権運動の指導者たちのゆるやかな同盟だという。そして、草の根レベルの環境正義への取組みが政策決定に組み込まれるには、国家的なレベルでの枠組みも必要だと指摘する。

日本の国内的・国際的文脈からブラードなどの問題提起を受け止め、環境的公正(environmental justice)に、戸田はこの訳語をあてている(を幅広い視点から論じたのが、戸田清(一九五六-)の「環境破壊の構造とエリート主義」(7#一九九四年)である。彼は「環境破壊は主とし

てエリートによってもたらされ、環境被害は非エリートにしわ寄せされ、環境の修復はエリートの犠牲を伴いながら行われる」と、発生・影響・対策の三つの次元にわたる環境破壊のエリート主義の構造を指摘する。

II 環境権の考え方

「環境権」は、環境をめぐる権利と価値に関して、大気や水、緑、オープンスペースといった環境を構成する資源が私有の価値に対する公共的価値であり、市民がそのような公共的価値を保護する権利の中心にあることを主張する革新的な考え方である。このような環境権の考え方は、一九七〇年頃から主張され始め、環境研究者と市民の間に急速に支持者を見いだした。「環境権の考え方」の章では、九篇の論攷が収録されている。

アメリカ合衆国において、J・L・サックスは、一九七〇年にこのような考え方を提唱し、一九七〇/七一年に公刊された「公共信託——環境権の新しい憲章」(8)において、行政を中心とした環境保護政策が、従来、なぜ失敗してきたかを多くの事例を引用しつつ解明し、一見逆説的に見える主張、すなわち、アウトサイダーであり、環境問題について専門家でない裁判所が積極的役割を果たし、市民イニシアティブによる司法過程の重要性を強調する。英

米法の伝統的な法技術である公共信託理論によりつつ、環境を構成する自然資源は、政府が信託的にこれを保有しているものであり、市民は信託関係の受益者として、それらの環境資源保全のために適切な処置を法的権利として取りうることを主張した。いまや古典ともいべき著述であり、そこで述べられている環境保護に関わる制度的な問題点は、日本でも共通であるだけでなく、著作の公刊から三五年を経たいまでも根本のところでは解決されておらず、改めて読まれる価値がある。

わが国では、環境権は、一九七〇年三月、東京で開かれ、サックス教授も参加された国際（社会）科学評議会主催の国際シンポジウムの宣言（東京宣言）によって、はじめてその確立が呼びかけられた（本国際シンポジウムの記録は、*Proceedings of International Symposium on Environmental Disruption: A Challenge to Social Scientists*, March 1970として公刊された）。「東京宣言」（9—1970年）は、1—5において、「人たるもの誰もが健康や福祉を侵す要因にわざわざいされない環境を享受する権利と将来の世代へ現在の世代が残すべき遺産であるところの自然美を含めた自然資源にあずかる権利とを基本的人権の一種としてもつという法原則を、法体系の中に確立する」ことを求めた。

環境権を、基本的人権としてのみならず、実定法上、裁

判所に訴えられる権利として（民事訴訟上の差止請求権、不法行為損害賠償請求権の根拠、あるいは行政事件訴訟法上の取消訴訟の根拠として）、さらに、行政参加の権利として構成しようとしたのが、大阪弁護士会環境権研究会『環境権』（10—1973年）である。

環境権の提唱は、その方向性においては大方の支持を得た。しかし、所有権モデルで考えられた排他性のある権利としての環境権の構成は、裁判上「訴える権利」としての法技術の面で論争を引き起こした。環境権・受忍限度論争がそれである。

環境権をめぐる議論の経緯およびその後の状況については、淡路剛久（一九四二—）『環境権の確立を求めて』（11—1990年）、沢井裕『公害差止の法理』などで紹介されている。淡路はまた、『環境権の法理と裁判』（有斐閣一九八〇年）において、環境権が多面的に構成される必要性を説き、さらに環境権の手続的保護の方法について論じた。

公害の差止請求権確立のために解釈論を展開した沢井裕（一九三〇—）は、環境権についてもその確立に努力し、『環境権の内容』（『公害差止の法理』（12—1976年））において、法的判断における利益衡量の重要性を評価した上で、価値評価基準を提示するものとして環境権の主張をできる限り取り入れようとした。環境権という「権利」の

主張を法律判断において不可避な「価値」判断と法律構成に取り込もうとする努力である。

環境権の考え方は、環境行政法の転換をも要請する。原田尚彦（一九三四—一九七七年）は、良好な環境を求める利益と裁判」（13—1977年）は、良好な環境を求める利益を現代における人権として尊重されるべきものとしながら、だからといって環境権を絶対的な私権として機能させることは妥当でないとする。環境行政法を、企業の環境利用の自由つまり汚染物排出の自由や資源利用の自由を前提とし、これを公共の福祉の観点から制約する規制法とみるのではなく、有限の環境の有効利用を実現するために、限られた資源の利用を公的に調整する分配法として、さらには、地域環境そのものが人的に管理されるべきものであり、その機能が原則として国家（行政）に信託されていると考えて、環境行政法をそのための法律制度とみようとす。しかし、そのためには、行政が適正な環境行政を行わない場合には、環境行政訴訟の道が広く開かれている必要がある。原田は、取消訴訟を機能させるとともに、義務づけ訴訟も認められるべきだとす。原田が述べたような取消訴訟における原告適格の拡大と義務づけ訴訟の承認は、環境行政訴訟の課題として長く論じられてきたが、二〇〇四年、ようやく、行政事件訴訟法が改正され、その方向での規定が導入された。しかし、はたしてそれらが環境行政訴訟を機能させる

ようなものとなるかどうかは、取消訴訟の原告適格に関する新规定や義務づけ訴訟の新规定がさほど革新的なものではなかっただけに、今後の裁判所の適用にかかっているといえよう。

環境権の主張は、環境法に関わる法律家（研究者、弁護士）を動かしただけでなく、環境破壊型開発に反対する住民運動や市民運動をも動かした。各地で、環境権訴訟が開されたことがその例証である。その中でも、福岡県豊前市と大分県中津市を舞台に展開された豊前環境権訴訟は、弁護士支援なしで、いわばずぶの素人による本人訴訟として進められたという意味でも、また、組織や多数の住民パワーの圧力を背景とした運動型でもなかった、という意味でも、きわめてユニークなものであった。素人による本人訴訟として展開されたことにより、法律専門家の考える専門的な法の建前と市民が考える常識との間のずれが明らかにされ、また、組織による運動としてではなく個人としての市民が進めた運動であったことにより、ことがらの本質を衝く事実とことばの説得性が世論にアピールする力となった。作家である原告の一人、松下竜一（一九三七—二〇〇四）が連載した「法をわれらに」（豊前環境権裁判）（14—1980年）は、そのことを見事に叙述している。その後の環境権の推移については、淡路（11—1990年）が叙述しているほか、アメリカ合衆国における環境権